

## 笛吹市自主防災組織防災設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 笛吹市は、地域における防災の自主的な活動を支援するため、予算の範囲で防災設備整備費補助金を交付する。

(補助対象)

第 2 条 補助対象は自主防災組織（区）を単位とし、当該地域で使用する防災機械器具及び訓練・啓発等に使用する用具等（別添自主防災組織設備品一覧の該当品目等）（別表 1）の購入にかかる費用を補助するものとする。

(補助の条件)

第 3 条 補助率は事業費の 2 分の 1（千円未満切り捨て）とする。ただし、事業費が 40 万円を越える場合、補助金は 20 万円を限度額とする。

2 当該補助金は 1 組織について年度 1 回の補助を原則とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 防災設備整備費補助金の交付を申請しようとする自主防災組織（区）は、申請書（様式第 1 号）に必要書類を添え市長に提出する。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものとして認めたときは、その旨申請者に通知するものとする。（様式第 2 号・第 3 号）

(実績報告書)

第 6 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 4 号）及び補助金請求書（様式第 5 号）を市長に提出し補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、実施にあたって必要と認められる事項については、市長が別に定める。

(附 則)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。